

普通 2 種免許の教習料金

給付金の支給額は、支給対象額の 2 0 % (上限 10 万円) となります。

給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込されません。

◆ 教育訓練給付制度の支給対象になるもの ◆

大型・中型所持の方・・・入学金、適性検査、学科教習、技能教習 (延長分・補習分を除く)

支給対象合計額 268,070 円 (20%相当は 53,614 円)

普通免許所持の方・・・入学金、適性検査、技能教習 (延長分・補習分を除く)

支給対象合計額 285,670 円 (20%相当は 57,134 円)

◆ 教習料金の価格 ◆

- ・ 学科教習…1 時限あたり 33,00 円
- ・ 技能教習…1 時限あたり 6,050 円 (高速教習の 1 時限分のみ 8,470 円)
- ・ 技能検定…1 回あたり 8,800 円

所持免許	A								小計	B		合計
	入学金	学科教習	効果測定	教科書	適性検査	救護器具	証明書	写真代		技能教習	検定料	
大型または中型 (AT&限定を除く)	77,000	62,700	2,200	2,200	2,200	550	2,750	880	150,480	121,220	8,800	280,500
普通免許 (AT限定を除く)	77,000	62,700	2,200	2,200	2,200	550	2,750	880	150,480	141,020	8,800	300,300

※合計の金額は延長教習・自由教習・検定不合格のない場合の最小金額です。

※割引券をお持ちの方や取次所などからのご紹介の方は、表中の【A】から割引いたしますが、支給対象額も減額になります。

※教習生自身のご都合で退校される場合は、11,000 円の退校手数料がかかります。

なお、途中退校の場合、給付金の支給は受けられません。

※直前 (技能教習開始まで 1 時間以内) や無断の技能教習のキャンセル、または遅刻した場合はキャンセル料 (1 回あたり 6,050 円) がかかります。